

令和6年度

定時制課程

# 入学者選抜募集要項

(推薦入学・一般入学・特別募集・第2次募集・追検査)



沖縄県立 八重山商工高等学校・定時制

〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 180 番地

TEL (0980) 82-4164 (定時) / 0980-82-3892

FAX (0980) 83-1506

<http://teiji.yaeyama-th.open.ed.jp/>

# 令和6年度入学者選抜募集要項

沖縄県立八重山商工高等学校定時制課程（以下本校）の令和6年度第1学年入学者は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第90条の規定により、本校校長が募集し、選抜を行う。

## 推薦入学

### 1 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者で、中学校等の長が推薦するもの

- (1) 沖縄県内の中学校等を募集年度の3月に卒業及び修了（以下「卒業」）見込みの者
- (2) 定時制課程商業科に対する目的意識が明確であり、かつ、商業科への興味、関心及び適性を有する者

### 2 実施学科

（定時制課程）商業科

### 3 出願の要件

出願者は、次の(1)又は(2)の要件を満たしている者とする。

- (1) 次に掲げる諸活動の実績等について自分を表現すること（以下「自己表現」という。）ができること。なお、当該活動の実績については、証明する資料（賞状、認定証等）の写し（A4版）を提出すること。
  - ア 文化活動
  - イ スポーツ活動
  - ウ 社会活動
  - エ ボランティア活動
  - オ 資格取得等の活動
- (2) 次に掲げる分野について表現すること（以下「個性表現」という。）ができること。
  - ア 音楽、美術、書道等の芸術分野
  - イ 文芸、研究等の分野
  - ウ 舞踊、創作ダンス、手話等の身体的活動を伴う分野
  - エ 留学等の体験的分野

### 4 募集人員

商業科・・・12名（定員の30%）程度

### 5 出願期間及び出願手続

- (1) 本校定時制課程商業科に限り出願するものとする。
- (2) 出願期間
  - ア 出願期間は令和6年1月15日（月）及び1月16日（火）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
  - イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 出願手続
  - ア 志願者は、次の書類に入学考査料（950円／人）を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。
    - (ア) 推薦入学志願書（推薦第1号様式）

(イ) 推薦申請書（推薦第2号様式）

(ウ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、石垣島以外から出願する者。

(エ) 写真票（推薦第6号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

イ 中学校等の校長は、適切な審査を経て被推薦者を決定すること。

ウ 中学校等の校長は、被推薦者に係る次の書類に入学考査料(950円/人)を添えて、本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 推薦入学志願書（推薦第1号様式）

(イ) 推薦申請書（推薦第2号様式）

(ウ) 調査書（第2号様式）

ただし、「①各教科の学習の記録」の3年の欄は12月までのものとする。

(エ) 推薦入学志願者名簿（推薦第3号様式）

(オ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記アの(ウ)で提出のあった者に限る。）

(カ) 写真票（推薦第6号様式）

## 6 選抜の方法及び日時

### (1) 選抜の方法

中学校等の校長から提出された推薦入学志願書（推薦第1号様式）、調査書（第2号様式）推薦申請書（推薦第2号様式）及び面接の結果に基づき推薦入学予定者を決定する。

### (2) 面接等の実施

面接等は、提出された推薦申請書（推薦第2号様式）に記載された自己表現及び個性表現の申告内容その他の事項について実施する。

### (3) 日時

令和6年1月22日（月）14：15（14：00 B組教室に集合）

## 7 選抜結果の通知及び入学の確約

(1) 選抜結果については、本校校長が令和6年1月30日（火）までに、推薦に基づく選抜結果の通知書（推薦第4号様式）により中学校等の校長を通じて本人に通知する。

(2) 入学確約書（推薦第5号様式）は、中学校等の校長を経由して、令和6年2月5日（月）までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校に出願してはならない。

## 8 合格発表

令和6年2月5日（月）までに入学確約書（推薦第5号様式）の提出があった者については、令和6年3月14日（木）に本校で合格者として午前9時に発表（掲示）後、ホームページにも掲載するとともに、各中学校等の校長へ合格者名簿を送付する。

## 9 入学手続

本校校長が指示する。

## 10 不合格者の再出願

推薦入学選抜の結果、不合格となった者は、県立高等学校の一般入学に出願することができる。なお、この場合にあつては、この募集要項の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関す

る条例施行規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 11 号）に定める入学考査料減免申請書を提出したときは、免除するものとする。

## 一 般 入 学

### 1 出願資格

- (1) 中学校等を募集年度の 3 月に卒業見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

### 2 募集定員

課 程	学科名	募集定員 (推薦合格者も含む)	募 集 区 域
定時制	商業科	40	県全域。ただし、本校全日制課程の学科を第一志望とする者のみ、定時制課程を第二志望として出願できる。

### 3 出願期間

- (1) 入学願書の受付日は、令和 6 年 2 月 7 日（水）及び 2 月 8 日（木）の 2 日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- (2) 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

### 4 出願手続

- (1) 志願者は、本校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第 2 希望）を出願することができる。
- (2) 志願者は、次の書類に入学考査料（950 円／人）を添えて出身中学校等の校長に提出しなければならない。
  - ア 入学志願書（第 1 号様式）
  - イ 健康診断書（第 8 号様式）  
ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の 1 月以降に発行されたものとする。
  - ウ 入学考査料減免申請書（第 11 号様式）  
ただし、推薦入学の結果、不合格になった者のみとする。沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。
  - エ 確約及び証明書（第 5 号様式）  
ただし、石垣島以外から出願する者。
  - オ 写真票（第 15 号様式）  
出願の前日 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5cm×横 3.5cm 程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
- (3) 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料（950 円／人）を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
  - ア 入学志願書（第 1 号様式）
  - イ 調査書（第 2 号様式）（卒業して 5 年以上経っている場合は卒業証明書）
  - ウ 入学志願者名簿（第 3 号様式）
  - エ 健康診断書（第 8 号様式）（前記(2)のイで提出のあった者に限る。）
  - オ 入学考査料減免申請書（第 11 号様式）（前記(2)のウで提出のあった者に限る。）

カ 確約及び証明書（第5号様式）（前記(2)のエで提出のあった者に限る。）

キ 写真票（第15号様式）

- (4) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料（950円／人）を添えて本校校長に提出しなければならない。

ア 入学志願書（第1号様式）

イ 本校校長が必要と認める書類

- (5) 志願者が県外の中学校等の出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。

ア 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

イ 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記アの許可願（第4号様式）と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票を提出しなければならない。

ウ 前記アの許可願（第4号様式）、入学志願書（第1号様式）、調査書（第2号様式）及び本校校長が必要と認める書類に入学考査料（950円／人）を添えて本校校長に提出しなければならない。

## 5 志願変更及び手続

### (1) 志願変更

ア 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校等の校長及び志願先本校高等学校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

イ 同一志願高等学校における課程、学科の変更も志願変更手続に準じて行うものとする。ただし、第二志望の変更については、志願状況に関わらず、取消や追加も含めて志願変更できる。

ウ 志願変更の可能な人員は、志願者数が募集定員を下回らない範囲内とする。

エ 志願変更希望者が、志願変更可能な人数を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

オ 志願変更の日程

令和6年2月14日（水）及び2月15日（木）の2日間とする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

カ 入学志願書類取り下げ及び再出願期間

令和6年2月20日（火）及び2月21日（水）の2日間とする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

- (3) 出身中学校等の校長は、前記(2)の願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長にこれを提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

- (4) 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「4出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更につい

ては、本校校長に志願変更願（第6号様式）で申し出るだけでよい。

## 6 選抜の方法

- (1) 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、出身中学校等の校長から提出された調査書（第2号様式）、学力検査等の成績及び面接等の結果を基にして選抜を行う。
- (3) 選抜は、調査書（第2号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第2号様式）と学力検査等の成績との比重は、5対5とする。
- (4) 面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。（ただし、第二志望者は実施しないこととする。）

## 7 学力検査

- (1) 学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。
- (2) 学力検査の期日及び時間割

	第1日目（3月6日（水））	第2日目（3月7日（木））
健康観察	9:00～	9:30～
集合時間	9:15	9:45
集合場所	各検査場	各検査場

※健康観察の場所及び集合場所が感染症の状況等により変更になった場合は、中学校を通し、また同時にHPに掲載し連絡します。

月 日	時 限		昼 食	第3時限 (13:15～14:05)
	第1時限 (10:00～10:50)	第2時限 (11:15～12:05)		
第1日目 3月6日（水）	国 語	理 科	55分	英 語
第2日目 3月7日（木）	社 会	数 学		面 接 (13:10～)

※受検者は検査期間中、次のものを携帯すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）プラスチック製の消しゴム
- ・定規
- ・コンパス（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可）

\*受検者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）
- ・眼鏡・ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

### (3) 検査の場所

ア 本校検査場：八重山商工高等学校

イ 委託検査場：名護高等学校、宮古高等学校、久米島高等学校、知念高等学校（久高中学校出身の志願者に限る）、その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査

場

ウ 出張検査場：伊平屋村離島振興総合センター、伊是名村産業支援センター、伊江村農村環境改善センター、北大東村人材交流センター、南大東村立多目的交流センター、栗国村ふれあいセンター、渡名喜村多目的活動施設、渡嘉敷中央公民館、座間味中学校、阿嘉中学校、多良間中学校、竹富町離島振興総合センター、はてるまふれあいセンター、与那国中学校

- (4) 本校校長は、学力検査委員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査を実施する。
- (5) 委託検査場にあつては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。
- (6) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。

## 8 合格発表

- (1) 令和6年3月14日（木）午前9時に本校において発表（掲示）する。発表（掲示）後、ホームページにも掲載するとともに、各中学校等の校長へ合格者名簿を送付する。
- (2) 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、（第2次募集の合格発表の日から起算して1月以内）個人情報保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能である。

## 特別募集

### 1 出願資格

出願できる者は、勤労者等で満20歳（募集年度の3月31日現在）以上の者とする。

### 2 出願期間

- (1) 出願期間は、令和6年2月7日（水）及び2月8日（木）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

### 3 出願手続

出願手続については、「一般入学」の「4 出願手続」に準ずる。提出書類は以下の通りである。

- (1) 志願者は、次の書類に入学考査料（950円／人）を添えて出身中学校長に提出しなければならない。

ア 入学志願書（第1号様式）

イ 健康診断書（第8号様式）

ただし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

ウ 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、石垣島以外から出願する者。

エ 写真票（第15号様式）

出願の前日6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

- (2) 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

- ア 入学志願書（第 1 号様式）
- イ 調査書（第 2 号様式）（卒業して 5 年以上経っている場合は卒業証明書）
- ウ 入学志願者名簿（第 3 号様式）
- エ 健康診断書（第 8 号様式）
- オ 確約及び証明書（第 5 号様式）  
ただし、石垣島以外から出願する者。
- カ 写真票（第 15 号様式）

出願の日前 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5cm×横 3.5cm 程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

#### 4 選抜の方法

選抜は、作文及び面接の結果と出身中学校等から送付された調査書その他必要な書類に基づいて行う。

#### 5 検査期日及び時間割、検査場など

##### (1) 検査期日及び時間割

期 日	作 文	面 接
令和 6 年 3 月 7 日（木）	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 0 0	1 4 : 1 0 ~ 1 5 : 0 0

※ 集合時間 1 3 : 0 0 集合場所 B 組教室

##### (2) 検査の場所 八重山商工高等学校

#### 6 合格発表

令和 6 年 3 月 1 4 日（木）午前 9 時に本校において発表（掲示）する。発表（掲示）後、ホームページにも掲載するとともに、各中学校等の校長へ合格者名簿を送付する。

## 第 2 次 募 集

合格者が募集定員に満たない場合、第 2 次募集を行う。

#### 1 出願資格

学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者及び「一般入学」の「1 出願資格」の各号のいずれかに該当する者で学力検査を受検しなかった者とする。

#### 2 出願期間

- (1) 第 2 次募集の出願期間は、令和 6 年 3 月 1 5 日（金）及び 3 月 1 8 日（月）の 2 日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- (2) 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

#### 3 出願手続

- (1) 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。
  - ア 志願者は、当該年度に第 2 次募集を実施する高等学校の 1 校・1 学科・1 コースに出願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第二志望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。
  - イ 志願者は、第 2 次募集を実施する高等学校に加えて、第 2 次募集を実施する県立特別支援学校高等部の 1 校・1 学科・1 コースへ併願することができる。（ただし、出願は志



願前相談を受けたものに限る)

ウ 志願者は、次の書類に入学考査料（475 円／人）を添えて出身中学校等の校長に提出しなければならない。

(ア) 第 2 次募集入学志願書（第 9 号様式）

(イ) 入学考査料減免申請書（第 11 号様式）※領収証の添付はしなくてよい  
沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。

(ウ) 確約及び証明書（第 5 号様式）ただし、石垣島以外から出願する者のみとする。

エ 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料（475 円／人）を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 第 2 次募集入学志願書（第 9 号様式）

(イ) 調査書（第 2 号様式）（一般入学で提出したものと内容は同じのもの）

(ウ) 第 2 次募集志願者名簿（第 10 号様式）

(エ) 入学考査料減免申請書（第 11 号様式）※領収証の添付はしなくてよい

(オ) 確約及び証明書（第 5 号様式）（前記ウの(ウ)で提出のあった者に限る。）

(2) 一般入学の学力検査を受検しなかった者は、「一般入学」の「4 出願手続」に準ずる。

#### 4 志願変更及び手続

##### (1) 志願変更

志願者は、入学願書締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「2 次志願変更」という。）することができる。

##### (2) 2 次志願変更の日程

ア 入学志願書変更再出願期間

令和 6 年 3 月 1 9 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時から午後 4 時までとする。

ウ 2 次志願変更する者は、第 2 次募集志願変更願（第 12 号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、所定の期間内に本校校長に第 2 次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあつては、第 2 次募集入学志願書）の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による 2 次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 2 次志願変更をする者は、返却された第 2 次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「第 2 次募集」の「3 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更のみについては、本校校長に第 2 次募集志願変更願（第 12 号様式）で申し出るだけでよい。

#### 5 選抜の方法

(1) 学力検査を受検した者については、学力検査成績証明書（第 14 号様式）、調査書（第 2 号様式）、面接等の結果を資料として行う。

(2) 学力検査を受検しなかった者については、本校校長の定めるところによって実施する作文及び、調査書（第 2 号様式）、面接等の結果を資料として行う。

(3) 学力検査を受検しなかった者のうち、過年度卒業者については、本校校長の定めるところにより学力検査を免除することができる。

(4) 学力検査を受検しなかった者のうち、満 20 歳（募集年度の 3 月 31 日現在）以上の者につ

いては特別募集の「4 選抜の方法」に準ずる。

## 6 学力成績証明書の取扱い

学力検査成績証明書（第14号様式）については、一般入学の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を記載するものとする。

## 7 作文、面接の日時

(5) 日時 令和6年3月22日（金）

(6) 時間割

作 文	面 接
13:00～13:50	14:00～

①学力検査を受検しなかった者（作文・面接受検者）は12:45集合。集合場所はB組教室。

②学力検査を受検した者（面接のみの受検者）は13:45集合。集合場所はB組教室。

(7) 場所 八重山商工高等学校

## 8 合格発表

令和6年3月27日（水）午前9時に本校において発表（掲示）する。発表（掲示）後、ホームページにも掲載するとともに、各中学校等の校長へ合格者名簿を送付する。

## 追 検 査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。

追検査の期日は、令和6年3月18日（月）及び19日（火）とし、追検査第2次募集の出願・面接期日は3月26日（火）とする。

追検査の合格発表は、令和6年3月25日（月）とし、追検査第2次募集の合格発表は、3月27日（水）とする。

## そ の 他

### 1 調査書

- (1) 中学校等に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。
- (2) 調査書（第2号様式）の作成方法は、教育長が別に定める。
- (3) 高等学校長は、出身中学校等の校長の提出した調査書（第2号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

### 2 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について本校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮する

ことができる。

### 3 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第13号様式)を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

### 4 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 障害等のある生徒の本校志願の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長もしくは、特別支援学校長を経て本校に提出することができる。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

### 5 その他

- (1) 中学校等の校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し並びに学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポート(中3-5「18歳の私へ～中学校3年間の振り返りとこれから～」)を募集年度の3月末日までに本校校長に提出すること。
- (2) 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。
- (3) この要項に定められるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

問い合わせ先 (14:00～20:00)

八重山商工高等学校 定時制教頭 (功刀<sup>くぬぎ</sup> 弘之<sup>ひろゆき</sup>)

TEL (0980)82-3892/4642 FAX (0980)83-1506